

## 台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれ らの調製品の二号承認制移行について

### 輸入注意事項59第7号 (59. 6. 22)

改正①輸入注意事項12第93号 (12. 12. 26)

昭和59年6月22日付け通商産業省告示第282号（輸入公表の一部を改正する告示）によ  
り上記貨物の輸入については昭和59年6月22日以降二号承認制に移行することとなりまし  
た。

このため、昭和59年6月22日以降の当該貨物の輸入については、昭和59年6月21日まで  
に關稅法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による倉入承認申請書  
又は同法第62条において準用する同法第52条第1項の規定による移入承認申請書が受理さ  
れていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項二号の規定に基づき經濟産業大臣の輸入  
の承認を受けて下さい。